「ラ・フランス」加工品の製造業者の皆様へ

商品名に「山形ラ・フランス」や「同一とみなされる名称」※を含む場合、ＧＩ「山形ラ・フランス」を原料として使用する必要があります。以下の点をご確認ください。

「山形ラ・フランス」の名称は、地理的表示（ＧＩ）産品として登録されています！

【地理的表示(GI)制度とは】
・地域ならではの品質・特性を有する産品の名称を、地域の知的財産を保護する制度です。
・模倣品の排除やブランド価値の向上により、販路の拡大や海外展開、価格の維持・向上につながります。

山形県で生産された「ラ・フランス」のうち、「山形県ラ・フランス振興協議会」に加入する団体・生産者が出荷した果実だけを「山形ラ・フランス」としてGI登録しています

※「同一とみなされる名称」とは：「山形県産ラ・フランス」、「山形産ラ・フランス」、「やまがたラ・フランス」、「やまがた ら・ふらんす」、「ヤマガタ ラ・フランス」等は、GI法上、GI「山形ラ・フランス」と同一の名称として取り扱われます。

確認１　商品名や製品の表示に「山形ラ・フランス」または「その同一名称」 を付した加工品は、その原料に「山形ラ・フランス」を使用していますか？



・「山形ラ・フランス」を主な原料としていない加工品に、「山形ラ・フランス」または「その同一名称」をつけて販売することはできません。

・原料の出荷者・団体が、山形県「ラ・フランス」振興協議会に加入していることをお確かめください。

・ 令和9年8月から、GI登録前から使用していた表示も含めて規制の対象となるため、表示の変更が必要となる場合があります。
（別添「先使用期間に関するチラシ」参照）

確認２　原料の出荷（荷受け・引渡し）伝票や納品書に「山形ラ・ フランス」として記載されていますか？



・「山形ラ・フランス」や「その同一名称」を加工品の名称・表示に用いる場合は、原料として「山形ラ・フランス」を使用したことが分かる書類（原料購入元発行の伝票や納品書等）を保管してください。
・「山形ラ・フランス」の加工品を別の加工品の原料（1次加工品）として出荷する場合、「山形ラ・フランス」を使用したことが分かる書類（伝票や納品書等）を添付してください。

〈問い合わせ先〉　山形県「ラ・フランス」振興協議会事務局
（山形県農林水産部園芸大国推進課）
TEL：023-630-2319　FAX：023-630-2591
e-mail：yengei@pref.yamagata.jp

ラ・フランス情報　検索